

府地事第494号
6文科初第809号
令和6年6月28日

構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体担当部局長 殿

内閣府地方創生推進事務局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省高等教育局長

構造改革特別区域基本方針の一部改正（構造改革特別区域法第12条第1項に
基づく学校設置会社による学校設置事業関係）について（通知）

このたび、「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」（令和6年6月11日構造改革特別区域推進本部決定）（別添1参照）が決定されました。

これを踏まえ、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が、本日改正されました（下記第一及び別添2参照）。

学校設置会社による学校設置事業は、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」（令和6年3月21日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会）（別添3参照）において、法令違反・不適切事例が多数見られたことにより「是正」の評価を受けたことを踏まえ、特に御留意いただきたい事項を下記第二のとおりまとめました。認定地方公共団体においては、基本方針の改正事項と併せて十分御了知の上、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）及び学校教育関係法令に基づく適切な対応を行っていただくとともに、所轄する学校において不適切な学校教育活動が行われている場合には、学校設置会社に対して改善を促すなどにより、学校設置会社による学校設置事業の適切な運用に努めていただくようお願いします。

記

第一 基本方針改正の概要

1 特例措置の内容

- (1) 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならないこととされているが、当該措置を円滑に講じることができるよう、予め必要な準備を行うべきであるとしたこと。
- (2) 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して恒常的に適切な指導監督を行う体制を確保しなければならないことを明確化したこと。
- ①学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる職員を担当部局に配置すること。
- ②当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する恒常的な指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。

2 同意の要件

地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定申請または変更の認定申請をする際、次に掲げる事項が確認されることを、新たに文部科学大臣の同意の要件にしたこと。

- (1) 文部科学省令で定める基準その他関係法令等を遵守していること。
- (2) 既に認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社にあつては、当該事業が適切に運営されていること。

第二 留意事項

1 認定地方公共団体の指導監督体制等

(1) 適切な指導監督体制の確保

特例措置の内容の改正を踏まえ、認定地方公共団体は、特区法第12条第1項の認定を受けた後も、恒常的に適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 通信制の課程を置く高等学校に対する指導監督

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（令和5年2月一部改訂）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこと。

2 高等学校以下の学校における法令違反又は不適切な学校教育活動の是正・改善につ

いて

「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業における法令違反・不適切事例の改善に向けて（通知）」（令和 5 年 9 月 11 日）（別添 4 参照）では、法令違反又は不適切と認められる事例をとりまとめ、その有無について確認の上、是正・改善することを求めた。しかしながら、依然として、

- ・ 特区外で試験を実施している
- ・ 相当する教科の教育職員免許状を保持していない者が面接指導を実施していた
- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれていない
- ・ 添削指導が正誤の記載のみ等となっており、解説や自学自習のためのアドバイスの記載がない
- ・ 学校で法令違反又は不適切な事例があるにもかかわらず、構造改革特別区域法第 12 条第 5 項による学校評価においてそれらが指摘できていない

等の事例が継続していることから、各認定地方公共団体におかれては、学校設置会社及び株式会社立学校に加え、貴認定地方公共団体についても、法令違反又は不適切と認められる事例がないか、随時確認し、こうした事例があれば速やかに是正・改善を行うこと。

3 大学における法令遵守等の徹底について

前記 2 の通知に基づく調査において、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った者が授業を担当している等の法令違反又は不適切な事例が確認されたことから、大学が設置されている認定地方公共団体においては、域内大学において法令に従い適切な教育活動が継続して行われるよう、引き続き、学校設置会社に対する適切な指導監督を行うとともに、そのために必要な指導監督体制を恒常的に確保すること。

4 特区法第 12 条第 5 項の規定に基づき、毎年度行う学校評価

特区法第 12 条第 5 項の規定に基づき、認定地方公共団体が毎年度行う学校評価の結果については、特区法第 12 条第 6 項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により遅滞なく公表するとともに、内閣府へ報告すること。（別添 5 参照）

<本件連絡先>

(通知全般について)

○内閣府地方創生推進事務局構造改革特区担当

電話：03-5510-2466（直通）

○文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室管理係

電話：03-5253-4111（内線 3091）

(小学校について)

○文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画係

電話： 03-5253-4111（内線 2589）

(高等学校について)

○文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係

電話： 03-5253-4111（内線 3563、4679）

(大学について)

○文部科学省高等教育局高等教育企画課企画係

電話： 03-5253-4111（内線 2475）

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針（抜粋）

令和 6 年 6 月 11 日

構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価等を行い、令和 6 年 3 月、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府対応方針について、以下のとおり決定する。

評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

（１）特区において当分の間存続させる規制の特例措置

特区において当分の間存続させることとする規制の特例措置は、別紙 1 のとおりとする。これらの規制の特例措置は、地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

（２）是正する規制の特例措置

是正することとする規制の特例措置は、別紙 2 のとおりとする。この規制の特例措置は、弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するものである。

（３）全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙 3 のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙 3 に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙2 是正する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
816	学校設置会社における学校 設置事業	株式会社が学校を設置することを可能 とする。	本特例措置においては、平成24年度も是正措置が講じられたことを踏まえ、以下のとおりとする。 構造改革特区基本方針を次のように改正する。 ・同意の要件に、各種法令遵守、既に他の地域等において認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社の場合は既存校が適切に運営されていること、を盛り込む。 ・恒常的な指導監督に係る記載を強化。 関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。 関係府省庁は、常時、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。 関係府省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、引き続き相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校法人化を支援する。	関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。	文部科学省

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下「学校設置会社」という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校設置会社は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金に処される。） 4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。 また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。 5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。 <u>なお、上記措置を円滑に講じることができるよう、予め必要な準備を行うべきである。</u>

	6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。 なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。 7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。 8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。 9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。 (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）） (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）） (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）） (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）） (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号）） 10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して恒常的に適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。 (1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる職員を担当部局に配置すること。 (2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する恒常的な指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。 2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。 3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。 4. <u>文部科学省令で定める基準その他関係法令等を遵守していること。</u> 5. <u>既に認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社において、当該事業が適切に運営されていること。</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

①	別表 1 の番号	8 1 6
②	特定事業の名称	学校設置会社における学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が学校を設置することを可能とする。
⑤	評価	是正（規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するもの）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	○前年度に行った調査等に基づき、以下の事項等を実施した。 （１）特区申請マニュアルの更新（令和５年８月） 地方公共団体が特区申請を行う際のマニュアルについて、評価を通じて見られた課題等を踏まえて主に以下の旨を追記。 ①資産要件の基準について 学校設置会社の資産要件について、都道府県が定める私立学校審査基準に加え、新たに、文部科学大臣所轄学校法人に対する審査基準も参考にとすることとし、これらの基準と異なる基準を定める場合には合理的な説明が求められる旨を明記。 ②地方公共団体の指導監督体制の充実のための職員配置について 特に通信制高校を設置する場合、認定地方公共団体に高校での管理職経験者や指導主事等の高校に関する教育行政経験者を配置し、恒常的な指導監督を行える環境を整備することとする。 ③セーフティネットについて 学校経営に著しい支障が生じた際等に想定される学校設置会社の対応及び認定地方公共団体における計画を具体的に記載する。 （２）認定地方公共団体に対する通知の発出、説明会の実施（令和５年９月） ・認定を受けた各地方公共団体に対し、「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業における法令違反・不適切事例の改善に向けて（通知）」（令和５年９月 11 日付け府地事第 644 号・５初企第 26 号）を発出。 ・令和５年９月 20 日、認定を受けた各地方公共団体に対し、上記通知の概要等について、説明会を実施。 必要な改善や法令遵守状況の提出を求めた。 ○令和５年９月以降に関係府省庁同席にて実施した点検調査にて発覚した法令違反・不適切事例 ・構造改革特区計画の変更申請や自治体への認可の申請手続等がなされていないにもかかわらず、あたかも認可済であるかのような新たな学習等支援施設のホームページが開設されていた。 ・適切な免許を持たない教員が面接指導を実施していた。 ・特区外で面接指導が実施されていた。 ・学習等支援施設のホームページや生徒募集のためのパンフレット、看板等の表記において、学習等支援施設が実施校（本校）であるかのような表現になっており、通信教育の費用と、それ以外の課程外の活動等に係る費用の区別等についても適切になされていない。 ○上記（２）に基づく各認定地方公共団体からの報告において見られた主な法令違反・不適切事例は以下のとおり。 （高等学校：17 件が報告対象） ・特区外で試験を実施している 3 件

		・相当する教科の教育職員免許状を保持していない者が面接指導を実施していた 2 件 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれていない 4 件 ・添削指導が正誤の記載のみ等となっており、解説や自学自習のためのアドバイスの記載がない 5 件 ・学校で違法・不適切事例があるにもかかわらず、構造改革特別区域法第 12 条第 5 項による学校評価においてそれらが指摘できていない 5 件 等 (大学：5 件が報告対象) ・業務委託関係にある教員が授業を担当している 4 件 等 ○ 本特例措置については、令和 4 年度に実施した評価・調査委員会の調査において、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業、地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた点等の肯定的な回答がある一方、関係府省庁による調査においては、法令違反や不適切な事例が多数見られた。また、令和 5 年度の改善通知に基づく報告により、依然として法令違反や不適切な事例が継続していることが分かった。本特例措置の活用事例の大半は広域の通信制高等学校であるが、法令違反・不適切事例が引き続き多数存在することに加え、その中には、学校設置会社への指導監督を担う認定地方公共団体が認知できていないものもあることや、令和 4 年度に実施した調査において、年間を通じて一度しか学校の運営状況を確認していないと回答した自治体も存在することなどから、認定地方公共団体の指導監督体制等の改善が求められる。 評価・調査委員会においては、上記等を基に特例措置の状況や課題について確認し、今後の対応方針等について検討を行った。
⑦	今後の対応方針	本特例措置においては、平成 24 年度も是正措置が講じられたことを踏まえ、以下のとおりとする。 構造改革特区基本方針を次のように改正する。 ・同意の要件に各種法令遵守、既に他の地域等において認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社の場合は既存校が適切に運営されていること、を盛り込む。 ・恒常的な指導監督に係る記載を強化。 関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。 関係府省庁は、常時、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。 関係府省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、引き続き相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校法人化を支援する。
⑧	全国展開の実施内容	
⑨	全国展開の実施時期	

府地事第 644 号
5 初初企第 26 号
令和 5 年 9 月 11 日

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体担当部局の長 殿

内閣府地方創生推進事務局参事官（構造改革特別区域担当）
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
文部科学省高等教育局高等教育企画課長

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業
における法令違反・不適切事例の改善に向けて（通知）

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「特区法」という。）第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）が行う規制の特例措置に関する評価に係る調査において、学校設置会社が設置する学校（以下「株式会社立学校」という。）による法令違反又は不適切な学校教育活動の事例や、認定地方公共団体による法令違反又は不適切な指導監督の事例等が複数見られました。

これまで、内閣府及び文部科学省においては、「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成 24 年 9 月 21 日付け 24 文科初第 580 号文部科学大臣政務官通知）、「学校設置会社による学校設置事業に関する取扱いについて（通知）」（平成 24 年 10 月 5 日付け府地活第 265 号内閣府地域活性化推進室長通知）、「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成 29 年 1 月 27 日付け府地事第 78 号・28 文科初第 1401 号内閣府地方創生推進事務局長・文部科学事務次官通知）等により、学校設置会社による学校設置事業の適切な運用をお願いしてきたところですが、今般、依然として法令違反や不適切と認められる事例が確認されたことから、これらの事例等について下記のとおりまとめました。各認定地方公共団体におかれては、学校設置会社及び株式会社立学校に加え、貴認定地方公共団体においても、法令違反又は不適切と認められる事例がないか、改めて御確認いただき、必要な改善を図っていただきますようお願いいたします。その際、法令の解釈等に関する不明点等がある場合は、その内容に応じて、以下＜本件連絡先＞まで御連絡願います。

なお、評価・調査委員会において、令和5年度中に再度評価を行う予定であることも踏まえ、内閣府及び文部科学省としては、各認定地方公共団体や学校設置会社における法令遵守の状況について、今年度中を目途に御報告いただき、その結果を公表することを予定していますので、御承知おきください。

記

- 1 高等学校以下の学校における法令違反又は不適切な学校教育活動の事例について
今般の調査を通じて見られた法令違反又は不適切な学校教育活動については別添のとおりであるので、所轄する学校において同様の事例が見られる場合には、速やかに是正・改善を行うこと。
- 2 高等学校以下の学校が設置されている認定地方公共団体の指導監督について
 - ① 特区法第12条第5項に基づく学校の教育、組織及び運営並びに施設設備の状況についての評価（以下「学校評価」という。）の結果を公表していない認定地方公共団体（同条第6項違反）や、学校評価において学校設置会社の経営状況の確認を行っていない認定地方公共団体においては、速やかに是正・改善を行うこと。
 - ② 株式会社立学校において法令違反又は不適切な教育活動が行われているにもかかわらず、認定地方公共団体が行う学校評価において指摘がなされていない事例が見られることから、認定地方公共団体においては、関係法令等に基づき適切な学校評価を行うこと。
 - ③ 構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1においては、認定地方公共団体における学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保するため、
 - ・ 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること
 - ・ 当該構造改革特別区域が存する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結することのいずれかの措置を講ずることとされていることから、当該方針に違反している認定地方公共団体においては、速やかに上記いずれかの措置を講じること。
- 3 その他
 - ① 大学が設置されている認定地方公共団体においては、域内大学において法令違

反又は不適切な教育活動が行われないよう学校設置会社に対する適切な指導監督を行うとともに、そのために必要な指導監督体制を整備すること。

- ② 過去に、経営状況の悪化等により生徒・学生が在籍するにもかかわらず廃校に至った事例が複数生じたことも踏まえ、認定地方公共団体においては、学校設置会社の経営の状況を注視し、仮に学校の経営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、在籍する児童生徒・学生が適切な修学を維持することができるよう、時機を逸することなく必要な措置を講じること。例えば、当該学校設置会社が設置する学校に就学しようとする児童生徒・学生が入学後すぐに修学を維持できなくなるおそれがあると認められる場合には、不本意な転校や退学等により学びが止まることのないよう、あらかじめ新規募集停止を促す措置を講じるなど、長期的な視点に立って児童生徒・学生等の学びの保障に努めることが望ましい。

<本件連絡先>

(通知全般について)

- 内閣府地方創生推進事務局構造改革特区担当
電話：03-5510-2466（直通）
- 文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室管理係
電話：03-5253-4111（内線 3091）

(小学校について)

- 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画係
電話：03-5253-4111（内線 2589）

(高等学校について)

- 文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係
電話：03-5253-4111（内線 3563、4679）

(大学について)

- 文部科学省高等教育局高等教育企画課企画係
電話：03-5253-4111（内線 2475）

高等学校以下の学校種における法令違反又は不適切な学校教育活動の事例

根拠となる法令など	具体的な事例
構造改革特別区域法 (平成 14 年法律第 189 号)	構造改革特別区域外において試験を実施している【第 12 条第 1 項】
教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号)	面接指導担当教員が担当する教科の教育職員免許状を保持していない (教育職員免許法上必要な手続もされていない)【第 3 条】
学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号)	通信教育連携協力施設が学則に記載されていない【第 4 条第 2 項第 2 号】 自己評価結果が公表されていない【第 66 条第 1 項等】
学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号)	危険等発生時対処要領に基づく訓練が実施されていない【第 29 条第 2 項】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が配置されていない【第 23 条】 「学校保健計画」、「学校安全計画」が作成されていない【第 5 条、第 27 条】
いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)	「学校いじめ防止基本方針」が作成されていない【第 13 条】
高等学校通信教育規程 (昭和 37 年文部省令第 32 号)	図書室、保健室、職員室といった施設の一部が設けられていない【第 9 条】 通信教育実施計画が公表されていない【第 4 条の 3】 試験を全く行っていない【第 2 条】 必要な情報の公表が実施されていない【第 14 条】
高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)	面接指導が必要な時間数を満たしていない (1 回あたりの面接指導時間を 45 分等に設定した結果、学習指導要領に定める面接指導時間数を満たしていない、面接指導時間中に試験を実施、教科・科目の面接指導の一部を特別活動と兼ねるなど) 面接指導を課題の提出で代替している 「総合的な探究の時間」の面接指導を年度中に 1 度も実施していない 全学年同時に同内容の面接指導を実施している

	「総合的な探究の時間」について添削指導が実施されていない
	学習指導要領に定める回数の添削指導を受講していなくとも安易に単位を認定する運用をしている
	多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免、生徒の実態を考慮しない一律の減免、複数のメディアを使わずに減免、学習成果を確認せずに減免といった不適切な運用を行っている
高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン (平成 28 年 9 月策定、平成 30 年 3 月一部改訂)	添削課題が択一式や短答式のみで構成されている【2.(2) 添削指導及びその評価④】
	添削指導が正誤判定の記載のみで、解説が書かれていない【2.(2) 添削指導及びその評価⑥】
	添削指導のコメントが誤答に対して一律である【2.(2) 添削指導及びその評価⑥】
	複数の科目を 1 人の教員が同時に同一の教室で指導している【2.(3) 面接指導及びその評価⑥】
	多様なメディアを利用した学習を指導計画に位置付けていない【2.(1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価②】
	試験問題が全て選択式であったり、極端に少なかったり、添削課題の抜粋であったりする【2.(5) 試験及びその評価②】
	学習が終わっていないのに試験を実施する【2.(5) 試験及びその評価①】

【審議会状況・学校評価の報告に関する参考資料】

1. 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）

（学校教育法の特例）

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」とあるのは「、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において「学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

（略）

- 5 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- 6 前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

2. 構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）（平成29年1月27日府地事第78号）

（略）

2 審議会等の活動状況

審議会等の役割等に係る特例措置の内容の改正の趣旨を踏まえ、特区法を所管する国においても、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）を下記5（2）の学校評価の結果と併せて、毎年度、内閣府へ報告すること。

（略）

5 その他

（1）事業報告書の記載事項

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第3項の規定に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業の状況が具体的に明らかになるようにすること。

① 学校設置会社の役員及び株式の状況

② 学校の経営に必要な財産等の状況

③ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等を実施した施設の状況

④ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、連携施設（上記3（4）通知別添の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

また、適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、事業報告書については、貸借対照表及び損益計算書と併せて、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこと。

（2）学校評価の評価項目

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第5項の規定に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすること。

① 学校の教育活動及び管理運営に関する事項

② 上記事業報告書の記載事項に掲げる事項

また、学校評価の結果については、特区法第 12 条第 6 項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により遅滞なく公表するとともに、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告すること。

3. 構造改革特別区域計画認定申請マニュアル（令和6年4月改定）

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

（略）

3. 基本方針の記載内容の解説

（略）

（4）評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等に照らして、当該学校の学校経営面、教育面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。具体的には次のような評価項目が考えられます。

- ・ 学校の教育活動及び管理運営に係る状況（学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等への適合性 等）
- ・ 構造改革特別区域法の遵守状況（構造改革特別区域内で学校の教育活動が実施されていること 等）
- ・ 学校設置会社の経営に関する状況（資産要件の適合性、学校設置会社が発行する株式の状況）
- ・ 学校設置会社の役員の状況
- ・ 通信制課程を置く高等学校を設置する場合であって、高等学校通信教育規程第3条に定める通信教育連携協力施設を設置する場合には、学校と当該施設との協力・連携状況

また、評価の実施に当たっては、教育や会社経理に関し学識経験を有する外部専門家を加えるなど、評価の客観性・専門性の確保に留意する必要があります。

- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、可能な限り迅速かつ詳細な公表が求められます。なお、公表の方法については、インターネットによるなど、広く社会一般からアクセスしやすいものであることが求められます。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、特区認定とは別に、文部科学大臣による学校の設置認可を受ける必要があります、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様の質保証システムに対応することが求められます。設置認可等の結果付される「附帯事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。
- ③ 認定地方公共団体は、毎年度、取りまとめた評価結果を、以下（6）に記載する審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対す

る主な指摘事項等）と併せて、内閣府へ報告することが求められます。

(略)

(6) 審議会等について

- ① 審議会等は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれるものです。

加えて、審議会等は、事務局の専門的知識を補完するとともに、第三者機関として学校設置会社の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制を含むその指導監督全般についてチェック機能を発揮することを通じて、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルを確実に実施するための中心的な役割を担うことが期待されているものです。

- ② このため、審議会等の構成員については、少なくとも設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者（学校の種類に応じた教育について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、当該学校の種類の教育に関わる分野を専門とする大学教授（教育学者）、当該学校の種類の校長経験者などを想定）、会計に関し学識経験を有する者（会計について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、会計学を専門とする大学教授、公認会計士、税理士などを想定）が、それぞれ1名以上含まれていることが必要となります。
- ③ また、審議会等の審議対象事項には、学校設置事業の運営状況（学校の教育活動及び管理運営に係る状況、構造改革特別区域法や学校教育関係法令の遵守状況、学校設置会社の経営状況並びに役員要件適合性等）はもとより、地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれていることが必要となります。
- ④ 認定地方公共団体が審議会等の構成員を任命するに当たっては、認定地方公共団体の学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督の中で審議会等の果たすべき役割を説明し、その理解を得て構成員に就任していただくことが重要です。審議会等の構成員の改選後の審議会の会議において、これらについて説明を行うことも有効と考えられます。

また、審議会等による審議が円滑かつ効果的に行われ、その求められる役割を十分に果たすことができるよう、審議会等における審議に際しては学校の運営状況や学校設置会社の経営状況等に係る一次資料を提供する、あるいは、審議会等による学校の現地調査の機会を定期的に設けるなど、審議会等として、より直接的かつ詳細に学校の実態を把握することが可能となるように努めてください。